

コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社は、ガバナンスの強化・高度化という金融機関に対する社会的要請に応えるとともに、事業規模に相応しい企業統治体制を具備すべく、2025年6月に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。

監査等委員には独立社外取締役を招聘し、経営の監督機能、取締役の不正防止機能の確保を図ることにより、我が国の社会基盤として資本市場からの一層の信頼を獲得し、その成長に貢献してまいります。

意思決定プロセスと取締役会の機能等

取締役会議長として会長職を設置し取締役および取締役会を監督、取締役社長は業務執行を専従する体制とし、監督と業務執行の明確な分離により経営監督機能を強化しました。また、意思決定プロセスの透明性に加え、判断・決定の迅速性を具備する観点から、重要な業務執

行の議案の一部を取締役社長（経営会議）に委譲し、取締役会の議案を当社全体に係る経営計画やリスク管理・内部統制方針等の重要課題に絞り込むことにより、取締役会の議論を活性化させてまいります。

監査等委員会の機能

監査等委員会は、取締役および取締役会全体の業務執行を監視する任務を担います。主として ①取締役会・経営会議の議題 ②内部監査部の監査結果 ③会計監査人の監査結果 の妥当性・適法性を審議し、必要に応

じ内部監査部に監査を指示するほか、必要に応じ株主総会・取締役会において当該審議結果の意見陳述を行います。また、日頃から内部監査部との連携により業務の執行状況をモニタリングします。

取締役の選任について

当社の事業内容を踏まえ、当社取締役会に必要な資質を8項目(※)のスキルマトリクスとして定義しました。このスキルマトリクスに沿って取締役を選任することにより、取締役会全体として必要な資質を充足していることを確認しています。

※①企業経営 ②リスク管理および内部統制
③財務および会計 ④資産管理
⑤資産運用および証券貸借 ⑥組織および人材
⑦ITおよびデジタル技術
⑧業務継続および持続性管理

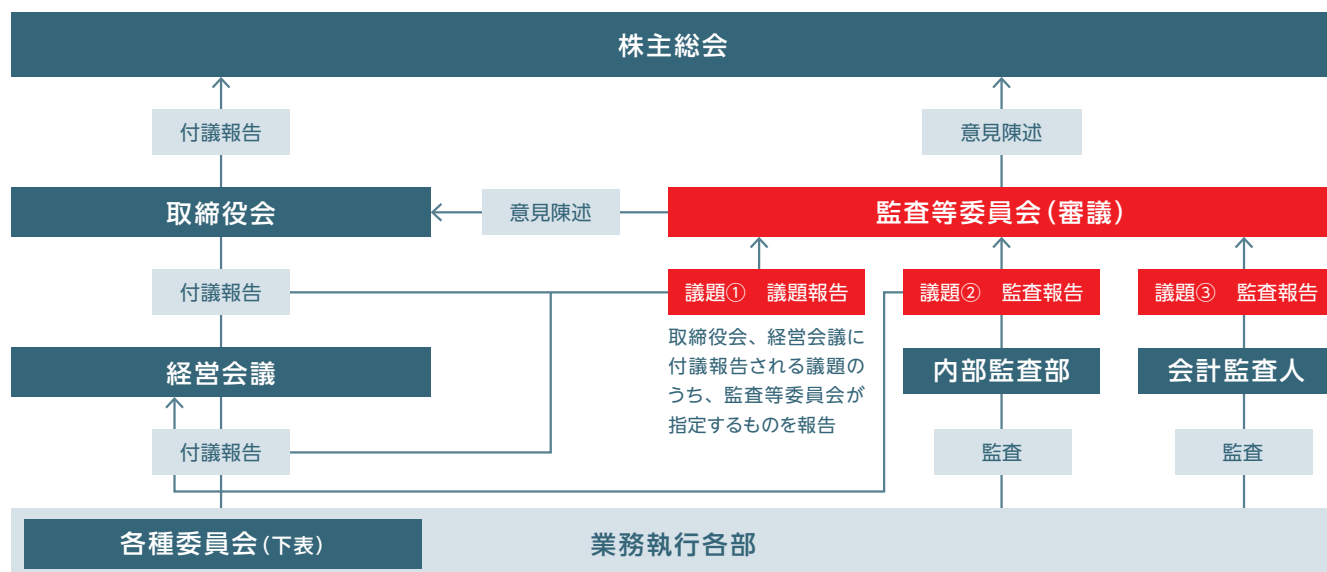
各種委員会の設置、運用

当社のガバナンスを補助するため、経営会議傘下に各種委員会を設置しています。

各委員会で事前審議された方針・計画案や既存計画の

進捗確認結果が、必要に応じ経営会議・取締役会・監査等委員会に付議報告されます。

体制図



各種委員会

委員会	役割
経営計画委員会	経営計画案の事前審議、経営会議への付議報告、計画の進捗管理
人財育成委員会	対象とする職制の後継者計画、人財育成計画とその進捗管理
IT戦略ガバナンス委員会	IT戦略の調査立案・進捗管理、ITリスク・サイバーセキュリティに係る計画とその進捗管理
リスク管理委員会	統合的リスク管理態勢および主要リスクの管理態勢の整備・充実
コンプライアンス委員会	法令遵守態勢の整備および充実
業務改善委員会	重大事案・事故等の発生状況、潜在リスクの評価等を踏まえた問題点の把握と再発防止